

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

総合メディカルホールディングス株式会社

提出会社

総合メディカル株式会社

目次

頁

【表紙】	
第一部 【組織再編成に関する情報】	1
第1 【組織再編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当事会社の概要】	5
3 【組織再編成に係る契約】	5
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	13
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	13
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	13
7 【組織再編成に関する手続】	14
第2 【統合財務情報】	15
第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	16
第二部 【企業情報】	17
第1 【企業の概況】	17
1 【主要な経営指標等の推移】	17
2 【沿革】	17
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	20
2 【事業等のリスク】	20
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析】	22
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【設備投資等の概要】	23
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	23

第4	【上場申請会社の状況】	24
1	【株式等の状況】	24
2	【自己株式の取得等の状況】	27
3	【配当政策】	28
4	【株価の推移】	28
5	【役員の状況】	29
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	34
第5	【経理の状況】	37
第6	【上場申請会社の株式事務の概要】	38
第7	【上場申請会社の参考情報】	39
1	【上場申請会社の親会社等の情報】	39
2	【その他の参考情報】	39
第三部	【上場申請会社の保証会社等の情報】	40
第四部	【上場申請会社の特別情報】	41
第1	【最近の財務諸表】	41
1	【貸借対照表】	41
2	【損益計算書】	41
3	【株主資本等変動計算書】	41
4	【キャッシュ・フロー計算書】	41
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	41

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社である総合メディカルホールディングス株式会社（以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は株式移転により平成30年10月1日に設立登記する予定であります。

（注）

本報告書提出日の平成30年9月3日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である平成30年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 平成30年9月3日

【会社名】 総合メディカルホールディングス株式会社

【英訳名】 SOGO MEDICAL HOLDINGS CO. , LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂本 賢治

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神二丁目14番8号

【電話番号】 下記の総合メディカル株式会社の連絡先をご参照ください。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 総合メディカル株式会社

【英訳名】 SOGO MEDICAL CO. , LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 坂本 賢治

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神二丁目14番8号

【電話番号】 092(713)7611(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 井上 修

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神二丁目14番8号

【電話番号】 092(713)6691

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 井上 修

第一部 【組織再編成に関する情報】

第1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の理由及び目的

(1) 理由

当社グループが属する医療界は、急速な少子高齢化や国民医療費の増加を背景に、効率的で効果的な医療の提供がこれまで以上に求められており、医療機能分化の強化・連携や在宅医療の充実など地域包括ケアシステムへの取り組みが進み、医療機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

当社グループは、「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、医療機関のコンサルティングをベースに、D to D (医業継承・医療連携・医師転職支援システム)と価値ある薬局づくりを通して、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献して参りました。また、平成29年3月には3か年計画の中期経営計画「アクション 2020」を策定し、「医療モールの開発」「病院の経営支援」「価値ある薬局の創造」「長期ビジョンに向けた事業領域の拡大」で地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを進めるとともに、10年後の50期ビジョンとした地域包括ケアシステムを支える「日本型ヘルスケアビジネスの完成へ」の実現を目指しております。

本年6月12日に創立40周年を迎えた総合メディカルが、今後、50期ビジョンの早期達成と企業価値の向上、持続的な成長を実現するためには、既存事業の進化と深化のスピード加速、M&Aやアライアンスの積極活用により、事業規模の拡大と新事業の創出を図る必要があります。これを実現するうえで、持株会社体制へ移行することが最適と判断いたしました。

なお、ガバナンス強化の観点からも、経営監督機能と業務執行機能を分離する持株会社体制は適していると考えております。

(2) 目的

当社グループが、持株会社体制へ移行する目的は、以下のとおりになります。

① グループ経営戦略機能と事業執行体制の強化

急速な少子高齢化や国民医療費の増加を背景に、国が進める医療と介護の2025年モデルという大きな変化に対応して、当社グループが50期ビジョンを達成していくためには、医療モールや薬局といった既存事業の進化と深化のスピード加速のほか、機動的な事業再編が必要です。

持株会社化によって経営と事業が分離され、権限と責任を明確にすることで、持株会社は、総合メディカルグループ全体の経営に専念し、中長期的な成長戦略の立案、経営資源の最適配分によりグループシナジーの最大化と、グループ全体の企業価値の最大化を図ります。事業会社は、権限の大幅な委譲により、意思決定のさらなる迅速化と各事業の価値創造力の強化を図ります。

また、持株会社体制移行の後には、健康サービス事業の強化のために総合メディカルの子会社である株式会社保健同人社を持株会社の子会社に再編する予定です。

② 戦略的パートナーの拡大

50期ビジョンとした地域包括ケアシステムを支える「日本型ヘルスケアビジネスの完成へ」の早期達成に向け、地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを進めるためには、D to Dと価値ある薬局からの創造のほか、他社との協業も必要です。

持株会社体制のもと、ヘルスケア事業領域におけるM&A・資本業務提携を積極的に活用することで事業規模の拡大と新事業を創出し、50期ビジョンの早期達成と企業価値の向上、持続的成長の実現を図ります。

③ 次世代経営者の育成

持株会社化によって事業再編やM&Aを進める中で、事業会社に経営者層、管理職層といった新たなポジションが創出されます。こうした事業会社のトップポジションに、次世代の経営者候補を登用し、経営の実践経験を積むことで、当社グループの次世代経営者の育成を図ります。

また、経営者人財の育成拡大によって、50期ビジョンの早期達成と企業価値の向上、持続的成長の実現を図ります。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	総合メディカルホールディングス株式会社 (英文名: SOGO MEDICAL HOLDINGS CO., LTD.)		
(2) 事業内容	医業支援事業や調剤薬局の経営等を営むグループ会社の経営管理及びこれに附帯する業務		
(3) 所在地	福岡市中央区天神二丁目14番8号		
(4) 代表者及び 役員の就任予定	代表取締役社長	坂本 賢治	現 総合メディカル(株) 代表取締役社長執行役員
	代表取締役副社長	三木田 慎也	現 総合メディカル(株) 代表取締役副社長執行役員
	取締役会長	田代 五男	—
	取締役	貞久 雅利	現 総合メディカル(株) 取締役専務執行役員
	社外取締役	渡邊 清隆	—
	社外取締役	関 榮一	—
	社外取締役	上手 隆志	—
	監査役	平尾 昭二	—
	社外監査役	山川 正翁	—
	社外監査役	三ツ角 直正	—
	社外監査役	権藤 説子	—
(5) 資本金の額	10,000,000,000円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産の額(連結)	未定		
(8) 総資産の額(連結)	未定		

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と総合メディカル及びその関係会社の状況は以下となる予定です。

総合メディカルは、平成30年6月22日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成30年10月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 連携等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) 総合メディカル(株)	福岡市 中央区	3,513	医業支援 調剤薬局の経営	100.0	3	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、総合メディカルは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる総合メディカルの最近事業年度末日時点(平成30年3月31日現在)の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金援助 (百万円)	営業上 の取引	その他
(連結子会社)								
(株)ソム・テック	福岡市中央区	30	医療施設の 企画・ 設計・施工	100.0	兼任1人	—	薬局店舗の 設計・施工委託	—
(株)保健同人社	東京都千代田区	59	医療・健康 情報サービス	61.6	—	640	—	—
総合メディカル・ ファーマシー中部(株)	名古屋市中村区	10	調剤薬局の 経営	100.0	兼任2人	—	医薬品等の販売	—
(株)あおば調剤薬局	札幌市中央区	20	調剤薬局の 経営	100.0	兼任2人	—	医薬品等の販売	—
前田産業(株)	北海道函館市	15	調剤薬局の 経営	100.0	兼任2人	—	医薬品等の販売	—
(株)タイコー堂薬局本店	大阪府泉南郡	3	調剤薬局の 経営	100.0	兼任1人	—	医薬品等の販売	—
(株)ビューティ ドラッグサイトウ	さいたま市浦和区	50	調剤薬局の 運営	100.0	兼任1人	150	医薬品等の販売	—
(株)祥漢堂	大阪市中央区	10	調剤薬局の 運営	100.0	兼任2人	—	医薬品等の販売	—
(株)御代の台薬局	東京都豊島区	10	調剤薬局の 運営	100.0	兼任1人	—	—	—
(株)本木薬局	東京都豊島区	10	調剤薬局の 運営	100.0	兼任1人	—	—	—
(株)サンヴィラ	北九州市八幡東区	200	介護付有料 老人ホーム	100.0	—	546	—	—
その他 20社								
(その他の関係会社)								
三井物産(株)	東京都千代田区	341,482	総合商社	被所有 25.5	—	—	—	業務 提携契約

(注) 1 上記子会社は、特定子会社に該当しません。

2 三井物産(株)を除き、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社はありません。

3 親会社につきましては、該当事項はありません。

4 総合メディカルは、平成30年4月26日付で株式会社文教の全発行済株式を取得し、連結子会社化しております。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、総合メディカルは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

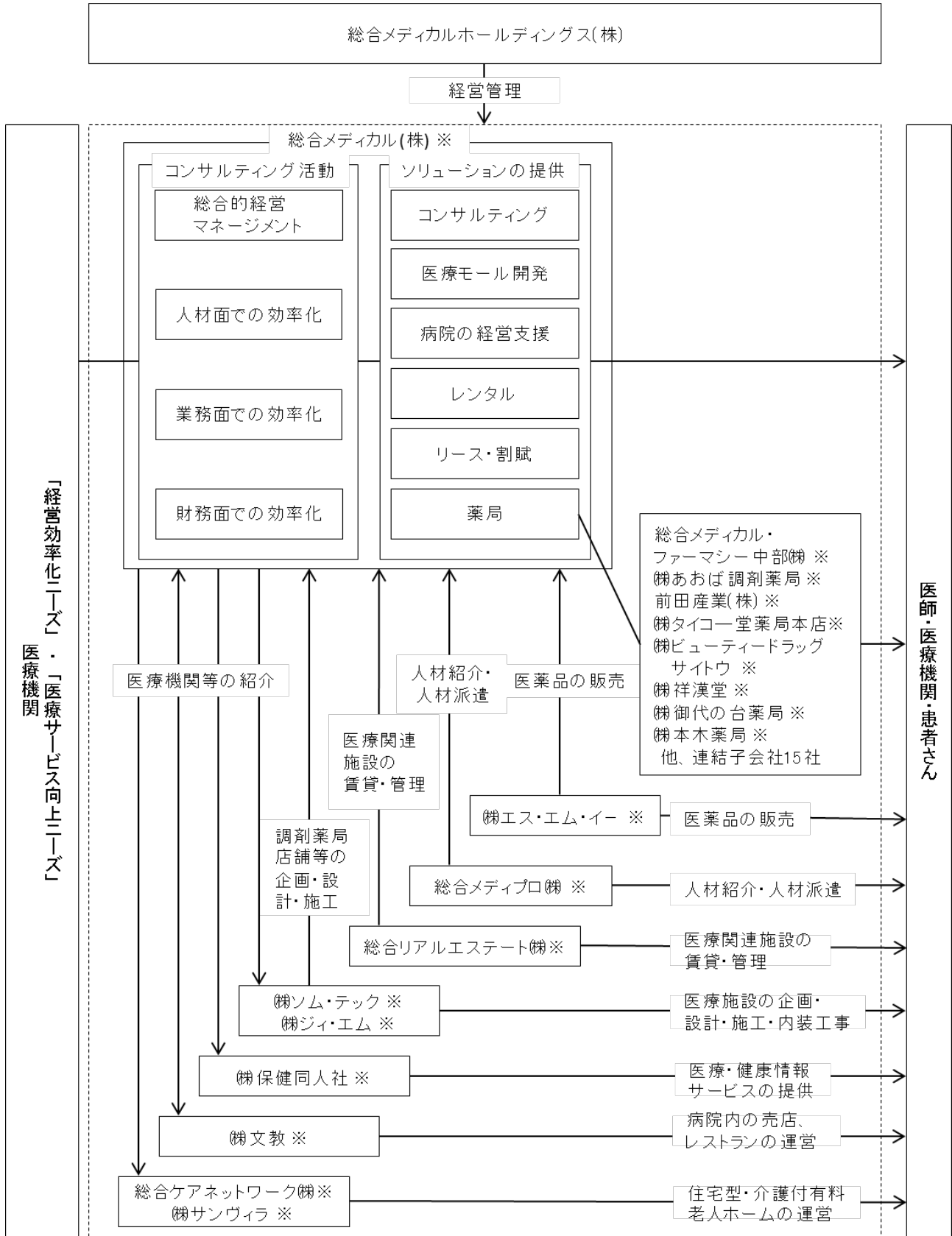
② 役員の兼任関係

当社の役員は、総合メディカル及び当社グループ各社の役員を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社の完全子会社である総合メディカルと関係会社との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。



(注) ※連結子会社

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

総合メディカルは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成30年10月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行う内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成30年5月24日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における総合メディカルの株主名簿に記載又は記録された総合メディカルの株主に対し、その所有する総合メディカルの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、平成30年6月22日開催の総合メディカルの定時株主総会において、承認可決されております。本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 株式移転計画の内容

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

総合メディカル株式会社(以下「甲」という。))は、株式移転の方法により、新たに設立する総合メディカルホールディングス株式会社(以下「乙」という。))を甲の完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」という。))を行うことに関し、次のとおり株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。))を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の「総合メディカルホールディングス株式会社 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「総合メディカルホールディングス株式会社」とし、英文では「SOGO MEDICAL HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、福岡市とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙の「総合メディカルホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	坂本 賢治
取締役	三木田 慎也
取締役	田代 五男
取締役	貞久 雅利
社外取締役	渡邊 清孝
社外取締役	関 榮一
社外取締役	上手 隆志

2. 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

監査役	平尾 昭二
社外監査役	山川 正翁
社外監査役	三ツ角 直正
社外監査役	権藤 説子

3. 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日(第5条に定める日をいう。以下同じ)の前日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の株主(ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買い取りを請求する株主については、当該株主に代えて、甲が株主として記載又は記録されているものとみなす。)に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 10,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 10,000,000,000円

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成30年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本株式移転計画承認株主総会)

第6条 甲は、平成30年6月22日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(乙の上場証券取引所)

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第8条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(本株式移転計画の変更、中止)

第9条 本株式移転計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本株式移転計画の効力の発生)

第10条 本株式移転計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲の株主総会において、本株式移転計画の承認が得られない場合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られない場合

平成30年 5月24日

甲：福岡市中央区天神二丁目14番8号
総合メディカル株式会社
代表取締役 社長執行役員 坂本 賢治 ㊞

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、総合メディカルホールディングス株式会社と称し、英文では、SOGO MEDICAL HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 医療機関・福祉施設・薬局及びそれに関連する機関の経営コンサルティング業務
- (2) 医療機関・福祉施設・薬局の経営管理指導及び業務の受託
- (3) 医療機関の合併・提携及び営業権・有価証券の譲渡に関する指導・仲介・斡旋の業務
- (4) 病院及び診療所(又は医療機関)の企画・設計・経営に関する業務
- (5) 医療機関、在宅患者及び在宅要介護者への給食事業
- (6) 医療施設・福祉施設・薬局及びそれに関連する施設の新設及び増改築に関する調査・企画・立案・設計・監理・施工の業務及びその仲介・斡旋の業務
- (7) 土地・建物の売買・賃貸借・管理及びその斡旋の業務
- (8) 金銭の貸付、融資の斡旋及び保証業務
- (9) 生命保険会社及び損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
- (10) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (11) 生命保険の募集に関する業務
- (12) 調剤薬局の経営
- (13) ドラッグストアの経営
- (14) 医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・麻薬・輸血用血液及び薬用酒類の販売
- (15) 化粧品・衛生用品及び日用雑貨の販売
- (16) 医療・通信・放送・電気・精密・防災・厨房・空調・事務用機器及び設備並びにコンピュータ、ソフトウェア、自動車、船舶、広告用構築物、什器備品、家具及びインテリア用品などのリース・賃貸借並びに売買(割賦販売を含む。)
- (17) 有料職業紹介業
- (18) 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
- (19) 病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者への医療品・医薬品輸送業務
- (20) 病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者の介護、介護補助受託業務
- (21) 訪問介護事業
- (22) 介護用品の販売、賃貸及び斡旋に係る業務
- (23) 医療機関の医薬品、診療材料等の管理業務の受託
- (24) 臨床検査業務
- (25) 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬並びに処理に関する業務
- (26) 書籍の出版及び販売事業
- (27) WEBサイト・モバイルサイトなどの電子媒体の企画・制作・運営及び販売代理店業
- (28) ヘルスケアに関する電話、WEB面談による情報提供及び相談・指導並びに販売代理店業
- (29) コンビニエンスストアの経営
- (30) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の排斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の事業年度は第36条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(取締役等の当初の報酬)

第2条 第26条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人の分の給与は含まない。)は2億円以内と定めた固定枠と前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内と定めた変動枠の合計額とする。

2 第34条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬限度額は50百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以 上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	総合メディカルホールディングス株式会社 (完全親会社)	総合メディカル株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、総合メディカルの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。
なお、当社の単元株式数は100株といたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定):30,680,312株

総合メディカルは、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため上記株式は、平成30年4月1日時点における総合メディカルの発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、総合メディカルの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式は変動いたします。なお、総合メディカルが保有する自己株式(平成30年4月1日現在745,686株)に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式(同日現在総合メディカルが保有する自己株式の数に対応する普通株式合計745,686株)が割当交付されることとなります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、総合メディカル単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前の総合メディカルの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する総合メディカルの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使について

総合メディカルの株主が、その有する総合メディカルの普通株式につき、総合メディカルに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成30年6月22日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を総合メディカルに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、総合メディカルが上記定時株主総会の決議の日(平成30年6月22日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

総合メディカルの株主による議決権の行使の方法としては、平成30年6月22日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、総合メディカルの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、総合メディカルに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年6月21日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、総合メディカルに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成30年6月19日までに、総合メディカルに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、総合メディカルは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における総合メディカルの株主名簿に記載又は記録された総合メディカルの株主に割り当てられます。株主は、自己の総合メディカルの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受取ることがきます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、総合メディカルは会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③総合メディカルの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、総合メディカルの本店において平成30年6月8日より備え置いております。

①は、平成30年5月24日開催の総合メディカルの取締役会において承認された株式移転計画書です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその他算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③は、総合メディカルの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事項が相当であることを説明した書類です。

これらの書類は、総合メディカルの営業時間内に総合メディカルの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生じる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成30年3月31日(土)
株式移転計画承認取締役会	平成30年5月24日(木)
株式移転計画承認定時株主総会	平成30年6月22日(金)
総合メディカル株式上場廃止日	平成30年9月26日(水)(予定)
持株会社設立登記日(効力発生日)	平成30年10月1日(月)(予定)
持株会社株式上場日	平成30年10月1日(月)(予定)

ただし、本株式移転手続の進行上の必要性その他事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

総合メディカルの株主が、その所有する総合メディカルの普通株式につき、総合メディカルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成30年6月22日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を総合メディカルに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、総合メディカルが上記定時株主総会の決議の日(平成30年6月22日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である総合メディカルの最近5連結会計年度の主要な連結経営指標は以下のとおりであります。これら総合メディカルの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	103,318	107,945	120,776	122,216	135,431
経常利益	(百万円)	5,068	5,227	6,196	6,440	7,228
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,856	2,774	2,318	3,779	4,243
包括利益	(百万円)	2,876	3,009	2,186	3,945	4,432
純資産額	(百万円)	23,934	26,521	29,646	32,880	36,526
総資産額	(百万円)	66,982	69,811	74,621	86,760	89,748
1株当たり純資産額	(円)	827.87	912.07	983.57	1,089.23	1,210.69
1株当たり当期純利益	(円)	98.91	96.10	77.33	126.26	141.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	35.7	37.7	39.5	37.6	40.4
自己資本利益率	(%)	12.6	11.0	8.3	12.2	12.3
株価収益率	(倍)	10.5	17.6	24.7	16.6	21.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,461	6,051	7,004	10,931	10,630
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△5,335	△5,296	△4,981	△9,933	△2,963
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,370	△1,637	△635	3,301	△3,871
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	5,851	4,968	6,356	10,655	14,450
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕	(人)	2,650 [1,064]	2,951 [1,190]	3,233 [1,208]	4,047 [1,132]	3,978 [1,383]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 総合メディカルは、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が平成27年3月期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

4 第40期については、平成30年6月22日付で金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しております。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

年月日	事項
平成30年5月24日	総合メディカルの取締役会において、総合メディカルの単独株式移転による持株会社「総合メディカルホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移行計画書」の内容を決議
平成30年6月22日	総合メディカルの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、総合メディカルがその完全子会社となることについて決議
平成30年10月1日	総合メディカルが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、総合メディカルの沿革につきましては、総合メディカルの有価証券報告書(平成30年6月22日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる総合メディカル及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

医療界においては、医療の高度化と人口の高齢化を背景に、増加し続ける医療費の抑制が重要な課題となっており、医療経営において、より効率的で質の高い医療サービスの提供が求められております。このような状況のなか、総合的な医療経営マネジメントに対するニーズは高まっております。当社グループは当社(連結財務諸表提出会社)、連結子会社31社により構成されておりますが、こうした社会的ニーズに応えるべく、「よい医療は、よい経営から」をコンセプトに医療経営全般に亘るトータルサポートを主な事業として展開しております。

当社グループの事業に係る位置づけの詳細は以下のとおりであります。当社グループはコンサルティング活動を通して医療機関のもつ経営効率化ニーズや医療サービス向上ニーズを掴み、課題解決のためのサポートを行っております。顧客の視点に立ち、医師と医療機関をサポートする「医療支援」、患者さんへのサービスを提供する「薬局」、「その他」の事業から構成されております。

(1) 医療支援

① コンサルティング

医療機関の総合的経営マネジメントに係るコンサルティング、医師の転職支援・開業支援(DtoD)、医療機関に最新の経営情報と安心を提供する会員制度(サクシードメンバーズ)などの事業を行っております。

② レンタル

医療機関の財務面・業務面での負担を増やさずに、入院患者の満足度向上を実現するため、テレビなどの機器を医療機関に設置して有料でレンタルする業務であります。また、テレビレンタルシステムをリース契約で取り組む「定額レンタル」を行っております。なお、「定額レンタル」は、資金回収の効率化を行うため、リース契約のうち一部の契約案件を他のリース会社に売却しており、総合メディカルはこのリース契約物件の販売を、原則として「商品売上」として売上計上しております。

③ リース・割賦

医療機関が医療用機器等を購入するに際して、当該医療機関の調達的手段を提供し財務面での効率化を支援するため、「リース」及び「割賦販売」を行っております。

また、資金回収の早期化など事業効率の向上のために、リース契約(又は割賦販売契約)のうち一部の契約案件を他のリース会社に売却しており、総合メディカルはこのリース契約物件(又は割賦販売契約物件)の販売を「商品売上」として売上計上しております。

④ その他

医療施設の企画・設計・施工(株式会社ソム・テック)、医療・健康情報サービス(株式会社保健同人社)などの事業を行っております。

(2) 薬局

医薬分業は「かかりつけ薬局」のための社会的システムとして必要不可欠なものであると同時に、医療機関にとっての業務面での効率化を実現できます。総合メディカルは院外処方せんに基づく調剤を主体とした保険調剤薬局の経営を行っております。

(3) その他

住宅型有料老人ホームの運営(総合ケアネットワーク株式会社)、介護付有料老人ホームの運営(株式会社サンヴィラ)などを行っております。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる総合メディカルの関係会社の状況につきましては、前述「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる総合メディカルの平成30年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。
平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
医業支援	626 (376)
薬局	3,091 (946)
その他	111 (29)
全社(共通)	150 (32)
合計	3,978 (1,383)

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パートタイマー、契約社員及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合等の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる総合メディカルについては、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる総合メディカルの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)及び四半期報告書(平成30年8月10日提出)をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により総合メディカルの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在における総合メディカルの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。総合メディカルの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在において総合メディカルが判断したものです。

(1) D to Dの推進について

当社の医業継承・医療連携・医師転職支援システムであるD to Dは、開業・転職を希望の勤務医、継承者を探している開業医、優秀な医師と医療連携先を確保したい医療機関の三者間を総合的に支援していく課題解決システムです。D to Dに係る収益としては、医師転職支援に基づく紹介手数料、開業支援に基づくコンサルティング手数料など直接的な効果だけでなく、D to Dを起点にしたビジネスの拡大を通して、営業面での生産性向上、収益性向上を図るものです。

当社は基本的戦略であるD to Dをさらに推進・強化し、ビジネスを拡大させる予定ですが、今後D to Dを推進するに当たり、D to Dが計画どおりに進展しない場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) レンタルについて

① レンタル取引について

当社のレンタル取引は、レンタル設置契約に基づきテレビ等を医療機関に設置し、利用者(患者)が使用料を負担しテレビ等を利用できるシステムであります。当該レンタル取引に係る売上高(レンタル料収入)は、テレビの設置台数及びテレビ1台当たりのレンタル料収入により変動いたします。現状ではテレビの設置台数に影響を及ぼす病床(ベッド)数が減少傾向にあります。また、1台当たりのレンタル料収入は、病床数、ベッドの稼働率、患者の視聴時間の変動による影響を受けます。

② 技術の進歩等への対応

平成23年7月には地上デジタルテレビ放送へ完全移行しましたが、今後も技術の進歩等に対応することになった場合、商品開発等で新たなビジネスチャンスの拡大に繋がる可能性もありますが、既存設備の陳腐化と追加投資によりレンタルの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 消費税等の影響について

今後、消費税率が改定され、それが利用者(患者)に対するレンタルテレビの使用料に反映できない場合、又はコスト削減によりこれを吸収できない場合には、レンタルの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) リース・割賦について

① 金利の動向について

リース・割賦の事業環境は、超低金利政策の下での同業他社とのリース料率競争が激しくなっております。リース・割賦の成約高、採算(利鞘)は金利の動向に影響を受ける傾向があります。

② 商品売上について

当社は、資金回収の効率化を図るため、期中に獲得した契約上の対象物件の一部を売却し、商品売上として計上しております。当社の商品売上取引は、当社がユーザーとの間でリース契約(又は割賦販売契約)した物件を他のリース会社に売却するものであります。当社は、ユーザーから債権の代行回収を行い、その回収額をリース会社へ支払います。サプライヤーからの物件購入額とリース会社に対する物件売却額との差額が当社の利益となります。商品売上が拡大した場合、未経過リース契約債権と割賦債権が減少し、リース料収入、割賦売上は減少します。

(4) 薬局について

① 医薬分業と調剤薬局の関係について

医薬分業は、医療機関が診察等の医療行為に専念し調剤薬局が薬歴管理や服薬指導等を行うことで医療の質的な向上を図るために国の政策として推進されてきました。今後、医薬分業率の伸び率が低下する場合には、新規出店等の店舗展開に影響があり、薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 調剤薬局の法規制について

当社グループの調剤業務を行うに当たり、各都道府県知事に「薬局開設許可」及び「保険薬局指定」を受けるとともに、必要に応じて各都道府県知事等の指定等を受けることとされています。万一、法令違反等により、当該店舗の営業停止又は取消を受けることとなった場合には、薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 薬価基準の改定、調剤報酬改定について

調剤売上は、薬剤に係る収入と調剤技術に係る収入から成り立っています。薬剤に係る収入は、健康保険法に定められた「薬価基準」という公定価格によっており、調剤技術に係る収入も健康保険法により定められた調剤報酬の点数によっております。今後、薬価基準の改定、調剤報酬改定が行われ、薬価基準、調剤報酬の点数等が変更になった場合、薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 調剤過誤について

当社グループは、調剤過誤防止を重要課題のひとつとしており、研修等を通じ薬剤師の調剤技術や薬剤知識の向上に取組み、調剤過誤防止のために複数チェック体制や調剤過誤防止システムにより調剤を行っております。また、万一に備え全店舗において薬剤師賠償責任保険に加入しております。しかし、重大な調剤過誤が発生した場合には、社会的信用の失墜、訴訟の提起による損害賠償等により、薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 消費税等の影響について

調剤売上は消費税法において非課税売上となり、一方、医薬品等の仕入は同法の課税仕入となるため、当社グループが医薬品等の仕入先に対し支払った消費税等は、消費税等として調剤売上原価の経費に計上しております。過去の消費税の導入及び消費税率改定時には、消費税率の上昇分が薬価改定幅に考慮され、また当社も仕入先との価格交渉に際しては、消費税率の上昇分を考慮して交渉を進めてきました。しかし今後、消費税率が改定され、その影響が薬価あるいは仕入価格に反映されない場合には、薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 薬剤師の確保と出店計画

調剤薬局は、薬機法により店舗ごとに一定数以上の薬剤師を配置することが義務づけられており、薬剤師法により調剤業務は薬剤師が行わなければならないとされております。当社グループはすべての店舗において薬機法による薬剤師の配置の基準を満たしております。また、当社グループは、新規出店計画に基づき薬剤師の採用計画を作成の上、採用活動を行い、定期採用を基本としながら通期採用で補完していくことで、薬剤師の十分な確保ができており、新規出店計画に支障を来したことはありません。しかし、今後、薬剤師を十分に確保できない場合、また、出店計画が遅れることにより、薬剤師の採用が先行し一時的に薬剤師に余剰が生じる場合には、薬局の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 業績の季節変動について

当社グループにおいては、薬局事業の調剤売上が大半を占めております。調剤売上はその性質上、下期に偏重する傾向にあり、インフルエンザや花粉症等疾患の流行状況によって、処方せんが増減するため、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 買収(M&A)等の投資について

当社グループは、事業拡大の一環としてM&A等の投資を行っており、それに伴うのれんが計上されております。そのため、今後新たにのれんが発生し、償却費用が増加する可能性があります。また、投資先の業績が当初計画に及ばず、将来の期間にわたりその状態が継続すると予想される場合には、減損処理等を行う必要が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(6) 資金調達について

当社グループは、医療モールの開発、薬局の新規出店、M&A等の投資を行っており、設備投資等に必要な資金は金融機関からの借入等により資金を調達しております。資金調達にあたっては、長期かつ固定金利での借入を主とすることにより、短期的な金利上昇リスクへの対応をはかっておりますが、今後の金利の上昇や金融市場の変化又は当社グループの財務状況等の悪化にともなう格付けの引下げ等によっては支払利息が増加したり、返済期限を迎える有利子負債の借換えに必要な資金を含む追加的な資金を望ましい条件で調達することが困難になる可能性があります。また、業績等の悪化により追加借入が困難になり設備投資等が困難になる可能性があります。

(7) 個人情報の保護について

当社グループの各事業においては、個人情報保護法に従い個人情報を取扱っております。当社は平成18年にプライバシーマークを取得し、個人情報の漏洩防止に努めておりますが、万一、個人情報が漏洩した場合には、社会的信用の失墜、訴訟の提起による損害賠償等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害等の発生に伴う事業中断リスクについて

当社グループは、大規模地震等の自然災害や新型インフルエンザ等のパンデミック(世界的な大流行)の発生等の有事に備え、BCP(事業継続計画)を策定する等、事業継続体制の構築・整備・検証に努めておりますが、今後、円滑な事業運営が阻害された場合には、当社グループの業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる総合メディカルの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)及び四半期報告書(平成30年8月10日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる総合メディカルの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)及び四半期報告書(平成30年8月10日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画書、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる総合メディカルの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)及び四半期報告書(平成30年8月10日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる総合メディカルの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる総合メディカルの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる総合メディカルの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成30年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,680,312	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)2
計	30,680,312	—	—

(注) 1 総合メディカルは、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため総合メディカルの発行済株式総数30,680,312株(平成30年4月1日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年10月1日	30,680,312	30,680,312	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 総合メディカルは、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため総合メディカルの発行済株式総数30,680,312株(平成30年4月1日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる総合メディカルの平成30年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	33	20	54	137	3	5,758	6,005	—
所有株式数(単元)	—	33,055	614	46,258	33,600	13	39,676	153,216	18,556
所有株式数の割合(%)	—	21.57	0.40	30.19	21.93	0.01	25.90	100.00	—

- (注) 1 自己株式372,843株は、「個人その他」の欄に3,728単元、「単元未満株式の状況」の欄に43株含まれております。
- 2 「単元未満株式の状況」の欄に株式会社証券保管振替機構名義の株式が80株含まれております。
- 3 総合メディカルは平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成30年3月31日現在の株式につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる総合メディカルの平成30年3月31日現在の株主データに基づき、平成30年10月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

平成30年10月1日現在(予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目1番3号	7,639,108	24.89
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	P. O. BOX 309, UGLAND HOUSE, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS, KY 1-1104 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,864,000	6.07
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3	1,444,000	4.70
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13-1	1,230,000	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,056,600	3.44
小山田 浩定	福岡市中央区	907,548	2.95
株式会社北九州銀行	北九州市小倉北区堺町1丁目1-10	808,000	2.63
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2丁目14番8号	745,686	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	586,200	1.91
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD. ENGLAND (東京都港区港南2丁目15-1 品川イ ンターシティA棟)	525,000	1.71
計	—	16,806,142	54.77

(注) 1 総合メディカルは平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成30年10月1日現在(予定)の株式につきましては、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる総合メディカルの平成30年3月31日現在の発行済株式について議決権の状況は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 372,800	—	「1 (1) ② 発行済株式」の「内容」の欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,948,800	149,488	同上
単元未満株式	普通株式 18,556	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,340,156	—	—
総株主の議決権	—	149,488	—

(注) 総合メディカルは平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成30年3月31日現在の株式につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成30年10月1日時点において当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となる総合メディカルの平成30年3月31日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神二丁目 14番8号	372,800	—	372,800	2.43
計	—	372,800	—	372,800	2.43

(注) 総合メディカルは平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成30年3月31日現在の株式につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の完全子会社となる総合メディカルに引き続き、効率的な経営による収益力の向上と企業体質の強化に努め、収益状況等を勘案しながら安定した配当を継続することにより、株主への利益還元を努めることを基本方針とする予定です。

毎事業年度における配当の回数につきましては、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として配当することができる旨を定款に定める予定です。

内部留保金の使途につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる総合メディカルの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	4,615	※1 7,070 3,425	4,760	4,420	※2 7,280 3,095
最低(円)	3,120	※1 3,985 3,295	3,125	3,050	※2 4,045 2,782

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 総合メディカルは、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

※1印は、平成27年3月27日より権利落後の、最高・最低株価を記載しております。

3 総合メディカルは、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

※2印は、平成30年3月28日より権利落後の、最高・最低株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	7,280	6,690	6,460 ※3,095	3,095	2,620	2,574
最低(円)	5,660	5,720	5,610 ※2,782	2,345	2,368	2,246

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 総合メディカルは、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

※印は、平成30年3月28日より権利落後の、最高・最低株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

就任予定の当社の役員 の 状 況 は 以 下 の と お り で す。

男 性 10 名 女 性 1 名 （ 役 員 の う ち 女 性 の 比 率 9.1% ）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 総合メディ カルの普通 株式数 (千株) (2) 割り当て られる当社 の普通株式 数 (千株)
代表取締役 社長	—	坂 本 賢 治	昭和33年10月9日生	昭和58年2月 総合メディカル(株)入社 平成6年4月 同社福岡支店長 平成8年4月 同社高松支店長 平成13年4月 同社北九州支店長 平成14年4月 同社九州地区統括本部副本部長 平成14年6月 同社執行役員 平成15年4月 同社中・四国地区統括本部長 平成16年4月 同社中・四国支社長 平成18年4月 同社上席執行役員 同社西日本支社長 平成19年4月 同社常務執行役員 平成20年4月 同社東日本支社長 平成20年6月 同社取締役 平成20年11月 同社北陸営業所長 平成22年4月 同社常務取締役 同社審査部 IT戦略部担当 監査部副担当 同社総務部担当 平成22年6月 同社管理部門統括 関係会社担当 平成23年4月 同社専務取締役 平成24年4月 同社代表取締役副社長 同社DtoDコンサルティング本部 担当 同社DtoDサポート本部担当 平成25年4月 同社DtoD営業サポート本部担当 平成26年4月 同社経営戦略本部担当 平成27年4月 同社代表取締役 副社長執行役員 同社東日本支社 九州支社担当 平成27年6月 同社西日本支社担当 平成28年4月 同社代表取締役 社長執行役員 (現任) 同社監査部担当(現任) 平成29年4月 同社経営戦略本部担当 平成30年4月 同社社長室担当(現任)	(注) 3	(1) 69 (2) 69

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 総合メディ カルの普通 株式数 (千株) (2) 割り当て られる当社 の普通株式 数 (千株)
代表取締役 副社長	—	三木田 慎 也	昭和27年3月2日生	昭和49年4月 東海興業株式会社入社 平成8年10月 株式会社アインメディカルシステ ムズ入社 平成19年8月 総合メディカル(株)入社 常勤顧 問 平成19年10月 同社常務執行役員 平成21年4月 同社東京本部長 同社DtoD営業統括本部副本部長 薬局事業担当 平成21年6月 同社取締役 平成22年4月 同社常務取締役 同社DtoD薬局事業部担当 平成23年4月 同社専務取締役 平成24年4月 同社DtoD開発本部担当 同社DtoD開発本部長 平成26年4月 同社取締役 専務執行役員 同社開発本部担当 同社開発本部長 平成27年4月 同社事業推進本部担当 同社事業推進本部長 平成27年6月 同社コンサルティング本部担当 平成28年4月 同社代表取締役 副社長執行役員 (現任) 同社東日本支社担当(現任) 同社コンサルティング事業本部担 当 平成30年4月 同社開発本部担当(現任)	(注) 3	(1) 5 (2) 5
取締役会長	—	田 代 五 男	昭和23年5月20日生	昭和59年9月 総合メディカル(株)入社 平成11年6月 同社執行役員 平成15年6月 総合ヘルスケアサービス株式会社 代表取締役社長 平成17年4月 総合メディカル(株)九州支社長 平成22年4月 同社DtoD営業統括本部長 DtoDファイナンス事業部長 平成22年6月 同社常務取締役 平成23年4月 同社専務取締役 平成24年4月 同社代表取締役社長 平成27年4月 同社代表取締役 社長執行役員 平成28年4月 同社取締役副会長 平成30年4月 同社取締役会長(現任)	(注) 3	(1) 92 (2) 92

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 総合メディ カルの普通 株式数 (千株) (2) 割り当て られる当社 の普通株式 数 (千株)	
取締役	—	貞久雅利	昭和39年10月1日生	昭和62年3月 平成8年4月 平成11年6月 平成16年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成22年4月 平成24年6月 平成26年4月 平成27年4月 平成28年4月 平成29年4月 平成30年4月	総合メディカル(株)入社 同社長崎支店長 同社福岡支店長 同社執行役員 同社九州支社長 同社東京支店長 同社東日本支社首都圏営業部長 同社東日本支社長 同社取締役 同社東日本支社担当 同社取締役 上席執行役員 同社取締役 常務執行役員 同社人事本部担当(現任) 同社人事本部長 同社取締役 専務執行役員(現任) 同社管理本部担当(現任) 同社経営戦略本部担当(現任)	(注) 3	(1) 39 (2) 39
取締役	—	渡邊清孝	昭和23年5月31日生	昭和46年4月 平成9年7月 平成13年4月 平成14年3月 平成17年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成25年6月 平成26年4月 平成27年6月	三井物産株式会社入社 同社鉄鋼製品本部薄板第一部長 同社鉄鋼製品本部薄板部長 Mitsui&Co. (Canada)Ltd. Presiden t & CEO 三井物産株式会社執行役員鉄鋼製 品本部長 同社常務執行役員鉄鋼製品本部長 同社常務執行役員九州支社長 九州電力株式会社海外事業部顧問 総合メディカル(株)監査役 溝江建設株式会社会長(現任) 総合メディカル(株)取締役(現任)	(注) 3	(1) 1 (2) 1
取締役	—	関榮一	昭和22年8月13日生	昭和46年4月 平成12年9月 平成14年4月 平成17年6月 平成20年6月 平成23年5月 平成23年7月 平成25年3月 平成28年5月 平成28年6月 平成29年4月	株式会社日本興業銀行入行 同行執行役員 福岡支店長 株式会社みずほ銀行常務執行役員 国内信販株式会社代表取締役社長 楽天KC株式会社代表取締役会長 ポラリス・キャピタル・グループ 株式会社特別顧問(現任) 総合メディカル(株)顧問 株式会社イノーバ監査役(現任) クリーンサアフェイス技術株式会 社取締役会長 総合メディカル(株)取締役(現任) 淀川変圧器株式会社 取締役会長	(注) 3	(1) 1 (2) 1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 総合メディ カルの普通 株式数 (千株) (2) 割り当て られる当社 の普通株式 数 (千株)
取締役	—	上手 隆 志	昭和33年1月21日生	昭和51年4月 株式会社第一勧業銀行 入行 平成18年10月 株式会社みずほ銀行 赤羽支店長 平成21年4月 東京オートリース株式会社 執行 役員 平成22年4月 東京センチュリーリース株式会社 首都圏エリア営業部門 部長 平成23年6月 同社 執行役員 首都圏エリア営業 部門長補佐 東日本エリア営業部 門長補佐 西日本エリア営業部門 長補佐 平成24年4月 同社 執行役員 ソリューション支 援部長 平成26年4月 同社 執行役員 ソリューション支 援部長 首都圏営業部門担当取締役補佐 エリア営業部門担当取締役補佐 営業企画・推進部門長補佐 平成27年4月 同社 常務執行役員 首都圏営業部 門長 平成29年4月 東京センチュリー株式会社 常務 執行役員 首都圏営業部門長 (現認) エリア営業部門長補佐 平成29年6月 総合メディカル(株)取締役(現任) 平成30年4月 東京センチュリー株式会社 エリ ア営業部門長 リース営業推進部 門長補佐(現任)	(注) 3	(1) — (2) —
常勤監査役	—	平尾 昭 二	昭和26年12月16日生	昭和50年3月 航空自衛隊入隊 平成13年4月 航空自衛隊第13警戒群司令 平成15年4月 航空自衛隊第4術科学校業務部長 平成18年12月 総合メディカル(株)入社 同社監査部調査役 平成22年4月 同社監査部長 平成24年6月 同社常勤監査役(現任)	(注) 4	(1) 2 (2) 2
常勤監査役	—	山川 正 翁	昭和31年2月20日生	昭和53年4月 株式会社福岡銀行 入行 平成18年6月 同行 執行役員 人事部長 平成19年4月 同行 執行役員 本店営業部長 平成21年4月 同行 取締役常務執行役員 平成23年4月 同行 取締役常務執行役員 九州営 業本部長兼福岡地区本部長 平成24年4月 同行 取締役常務執行役員 福岡地 区本部長 平成25年4月 株式会社福岡キャピタルパートナ ーズ代表取締役 ふくおか債権回収株式会社 取締 役 株式会社F F G ビジネスコンサル ティング 取締役 平成28年4月 福岡コンピューターサービス株式 会社 代表取締役 平成29年4月 福岡コンピューターサービス株式 会社 顧問 平成29年6月 総合メディカル(株)常勤監査役 (現任)	(注) 4	(1) 0 (2) 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する 総合メディ カルの普通 株式数 (千株) (2) 割り当て られる当社 の普通株式 数 (千株)
監査役	—	三ツ角 直 正	昭和31年3月9日生	昭和55年4月 昭和63年4月 平成2年4月 平成7年4月 平成16年4月 平成22年4月 平成26年6月	松本法律事務所入所 最高裁判所司法研修所 福岡県弁護士会に弁護士登録 森法律事務所入所 三ツ角法律事務所所長(現任) 福岡大学法科大学院非常勤講師 福岡大学病院客員教授(医療安全 担当)(現任) 総合メディカル(株)監査役(現任)	(注)4	(1) 1 (2) 1
監査役	—	権 藤 説 子	昭和26年9月18日生	昭和58年3月 平成62年6月 平成元年4月 平成10年4月 平成12年2月 平成14年7月 平成19年1月 平成25年4月 平成27年6月	権藤成文税理士事務所入所 権藤説子税理士事務所開設 中小企業大学校直方校登録研修指 導員 福岡商工会議所経営安定特別相談 室専門スタッフ 独立行政法人中小企業基盤整備機 構アドバイザー(現任) 税理士法人九州合同税務会計権藤 説子事務所代表社員(現任) 前原市監査事務局代表監査委員 社会福祉法人グロー監事(現任) 総合メディカル(株)監査役(現任)	(注)4	(1) 1 (2) 1
計							(1) 215 (2) 215

- (注) 1 取締役渡邊清孝氏、関榮一氏及び上手隆志氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役山川正翁氏、三ツ角直正氏及び権藤説子氏は、社外監査役であります。
- 3 当社の設立日である平成30年10月1日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 当社の設立日である平成30年10月1日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 役名及び職名は、本報告書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「よい医療は、よい経営から」をコンセプトに、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する企業グループとして、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」を掲げており、職務遂行における判断基準として「総合メディカルグループ行動規準」を制定のうえ周知徹底しております。法令遵守はもちろんのこと、倫理的観点での適切な判断や、社会的規範に適合した健全な活動を通じ、社会の期待に誠実かつ積極的に応えてまいります。

コーポレート・ガバナンスにおいても経営理念を根底に据え、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーとの良好な関係を尊重し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことによって、継続的な企業価値向上を追求するとともに、実効性のある体制構築に努めてまいります。また、迅速、正確かつ幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

② 会社の機関

当社は、株主総会、取締役及び監査役のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを予定しております。

③ 役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとします。

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人の分の給与は含まない。)は、2億円以内と定めた固定枠と前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内と定めた変動枠の合計額とする予定です。当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬限度額は500万円以内とする予定です。

④ 役員の定数及び選任決議

当社の取締役の員数は10名以内、監査役の員数は5名以内とする予定です。

役員の選任については、取締役と監査役を区別して、株主総会において選任いたします。当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

⑤ 取締役及び監査役との責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。

⑥ 株主総会の特別決議要件の内容

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 剰余金の配当等

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として配当することができる旨を定款に定める予定です。

⑧ 内部監査及び監査役監査の状況

ア. 内部監査

当社は、社長直下に監査部を置き、当社及び子会社の全部門を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果を社長、取締役会及び監査役に報告する予定です。被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、改善状況を報告させることにより実効性のある監査を実施する予定です。

イ. 監査役監査

各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画、職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査を実施する予定です。

監査役、監査部、会計監査人、内部統制部門は、監査計画や監査結果に関する情報を適時交換し、有効かつ効率的な監査を実施する予定です。

⑨ 社外取締役及び社外監査役との関係

ア. 社外取締役の員数及び人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役7名のうち3名を社外取締役(非常勤)とする予定です。

社外取締役渡邊清孝氏は当社株式1,800株を、社外取締役関榮一氏は当社株式1,600株を所有する予定です。

上記を除き、当社と社外取締役との間には、記載すべき利害関係が生じる予定はありません。

なお、社外取締役上手隆志氏は、東京センチュリー株式会社の常務執行役員を兼務しております。総合メディアと大株主である東京センチュリー株式会社との間にはリース取引等がありますが、当該取引は一般の取引条件と同様であります。

イ. 社外取締役が上場申請会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに社外取締役の選任状況に関する上場申請会社の考え方

社外取締役渡邊清孝氏は、三井物産株式会社の常務執行役員を経験されており、同氏がこれまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に役立てていただき、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の上場規則で定める独立役員として職務を十分に遂行できると判断しております。

社外取締役関榮一氏は、株式会社みずほ銀行の常務執行役員を経験されており、同氏がこれまでに培ってきた金融に関する豊富な経験と経営に関する高い見識を当社の経営に役立てていただき、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の上場規則で定める独立役員として職務を十分に遂行できると判断しております。

社外取締役上手隆志氏は、在籍会社において実績・見識は高く評価されており、当社の事業環境にも見識を持ち、社外の立場から長年の豊富な経験に基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただけると判断しております。

ウ. 社外監査役の員数及び人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は、監査役4名のうち3名を社外監査役(常勤1名、非常勤2名)とする予定です。

社外監査役三ツ角直正氏は当社株式1,400株を、社外監査役権藤説子氏は当社株式1,400株を所有する予定です。

上記を除き、当社と社外監査役との間には、記載すべき利害関係が生じる予定はありません。

なお、社外監査役山川正翁氏は、過去において株式会社福岡銀行の取締役常務執行役員でありましたが、当社は同行との間で定期的な銀行取引や資金借入を行う予定であります。

エ. 社外監査役が上場申請会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに社外監査役の選任状況に関する上場申請会社の考え方

当社は、利害関係のない社外監査役を選任し、業務執行者から独立した立場での監査監督機能の強化を図ります。

社外監査役山川正翁氏は、金融機関の経営者として培われた会社経営を統括する十分な知見を有しており、三ツ角直正氏は、弁護士として培われた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験があり、権藤説子氏は、税理士として培われた企業会計及び税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

なお、当社は、社外監査役の山川正翁氏、三ツ角直正氏及び権藤説子氏を東京証券取引所の上場規則で定める独立役員として、同取引所に対して独立役員届出書を提出する予定です。

⑩ その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定であります。

② 【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる総合メディカルの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成30年6月22日提出)及び四半期報告書(平成30年8月10日提出)をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成31年3月31日までとする予定です。)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社 福岡支店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	_____
買取り及び買増し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として、当社の株式取扱規程において別途定める金額とする予定です。
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる株主 毎年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式100株(1単元)以上ご所有の株主様からが対象となる予定です。 2 優待内容 ご所有株式数の継続保有期間に応じて「株主優待ポイント」を贈呈。 (年一回)株主優待ポイントを利用して、新たに開設する当社株主優待専用サイト又は商品カタログの中から、株主優待ポイントの範囲内で、当社プライベートブランド商品やくらしと健康をテーマとした商品をご選択。 (1)継続保有期間が1年未満 6,000ポイント (2)継続保有期間が1年以上3年未満 11,000ポイント (3)継続保有期間が3年以上 16,000ポイント

(注) 単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増し請求をする権利以外の権利を行使することができない旨、当社定款に定める予定です。

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

平成30年6月1日 福岡財務支局長に提出。

なお、上場申請会社である当社の子会社となる総合メディカルが、最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出して金融商品取引法第25条第1号各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第40期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）平成30年6月22日 福岡財務支局長に提出。

- (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成30年6月22日 福岡財務支局長に提出

- (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第41期第1四半期（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）平成30年8月10日 福岡財務支局長に提出。

- (4) 臨時報告書

上記（1）の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）を平成30年6月25日に福岡財務支局長に提出。

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。